

練馬区みどりの総合計画（素案）に寄せられた意見と区の考え方

1 区民意見反映制度（パブリックコメント）による意見の募集等

(1) 周知方法

ねりま区報（12月21日号）・区ホームページへの掲載

区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館（南大泉図書館分室を除く）、
みどり推進課での閲覧

(2) 意見募集期間

平成30年12月21日（金）から平成31年1月25日（金）まで

2 区民からの意見

意見提出件数 32件（提出者数 9名）

3 意見に対する対応

区分	内容	件数
	意見の趣旨をふまえ、計画に反映するもの	4
	計画に趣旨を既に反映しているもの	10
	計画に記載はないが、他の施策等で既に実施しているもの	1
	今後事業を進める中で検討するもの	6
	趣旨を反映できないもの	5
-	その他、上記以外のもの	4

同じ内容の意見は、1件にまとめています。

4 区民からの意見と区の考え方

	意見の概要	区の考え方	対応区分
目標について			
1	緑被率 30%の目標を 10 年足らずで投げ出すのは残念である。土地の取得費用の試算も悲観的であり、条例の趣旨に反した姿勢である。	公共のみどりは整備を進めてきましたが、民有地のみどりは一貫して減少しています。土地の取得費用は、仮にこれ以上民有地のみどりが減らないとした場合での試算です。新しい視点で施策を展開する計画案であり、条例の趣旨に反してはいません。	
2	みどりの質の向上を追求するのならば、質の定義を明確にすべきである。	みどりの実態調査にあたっては、みどりに関する区民活動に着目した質の観点からの調査も実施します。評価方法については、大学等の研究機関の協力を得ます。	
3	満足度の目標は妥当と考えるが、従来緑被率や公園面積などみどりの量に関する目標も数値を修正した上で複合目標としたらよいのではないか。	30 年後の将来像において、公園の整備面積などを示しています。また、練馬区立都市公園条例において、区民一人当たりの都市公園面積標準を 5 m ² と定めていることから、計画では記載をしていません。	
4	緑被率 30%が困難であるのであれば、現状の 23%を維持というような目標を設定し、30 年後には 30%を目指すという設定にすべき。	みどりにては、公園、農地、街路樹等と様々なみどりがあり、区民が感じるみどりの豊かさは平面的な面積（緑被率）だけを評価しているものではないことから、目標の見直しを行いました。	
5	区民の満足度を目標としているが、対象や設問方法で主観的、恣意的になる。適切ではない。	区民の意識や意向を統計的に捉えるために実施している「区民意識意向調査」において、5 年ごとに把握する予定です。設問は、毎回同様のものとします。	
6	区民の満足度を目標とするのであれば、質問内容を固定し、調査方法の詳細も公表してほしい。		

	意見の概要	区の考え方	対応区分
7	緑を増やす、地域との共生との観点から大変良い。一方で、今後どのようにしたら、みどりの維持・サステナビリティ(持続可能性)に寄与できるのか、盛り込みなおすべきである。	みどりの機能を安定して発揮させ、健全な状態を維持するために、適切なみどりの育成管理を進める施策を位置づけています。 施策1-12、1-16の文章を一部見直し、みどりの育成・更新の視点をわかりやすくしました。	
8	緑視率については、調査方法の詳細を明らかにしてほしい。	緑視率の計測方法については、参考資料に追記します。測定場所については、次回の実態調査に向け、他自治体の事例や専門家等の意見を参考に検討を進めます。	
施策について			
9	重点施策2、都市農地の保全、重点施策4、公園の整備、重点施策7、区民による公園や憩いの森の管理運営の推進については、大いに賛同する。	重点施策については、区アクションプランに位置づけ、着実に推進します。	
10	施策1-3 民有樹林地の保全支援策のうち、市民緑地制度の条件を緩和し300㎡未満も対象としてほしい。	憩いの森等の制度は都市緑地法に基づく制度であり、法で面積要件が定められていることから、面積要件の緩和は困難です。300㎡未満については、保護樹木制度により支援を行っています。	
11	大泉井頭公園の事業化にあたっては、井頭憩いの森やこぶし広場一帯をひとつの緑地帯とした公園の整備を望む。	大泉井頭公園群として、みどりの拠点の一つに位置づけます。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
12	大泉井頭公園は、都市計画公園区域いっばいに河川敷を広くとり、水辺・草地・森のエコトーンをもった水辺と森の公園をつくってほしい。	大泉井頭公園については、「水辺空間の創出」をテーマとして、今後、整備内容を検討していきます。検討にあたっては、区民の皆様の意見を伺いながら、進めます。	
13	大泉井頭公園は、湧水の保全のため、源流の森づくりを進めてほしい。また、区民との連携を前提とした公園づくりをされたい。		
14	街路樹を植栽することで緑被率が改善されるという考えに読み取れるが、それは違う。そうした観点から第四次優先整備路線も見直されるべきだ。	都内の都市計画道路は、おおむね10年ごとに必要性の検証を行っており、平成28年3月に策定した第四次事業化計画において、未整備の都市計画道路を対象に路線ごとの必要性を確認しています。 街路樹や植栽帯、沿道の樹林地等を活かして、みどり豊かな道路を整備していきます。	
15	都市計画道路の整備に伴い作られるみどりは、量的に少なすぎ、樹林地等の代替えにはならない。	都市計画道路の整備にあたっては、街路樹や植栽帯、沿道の樹林地等を活かして、みどり豊かな道路を整備していきます。	
16	施策1-14において、治水だけではなく、生物多様性の保持や水辺空間の創出について加えるべき。また、都事業であることから要請という表現なのだと思うが違和感がある。	石神井川、白子川ともに東京都が河川整備計画を策定し、親水施設や水辺空間の整備、動植物の生息環境の整備を目指すことを位置づけていることから、簡潔な記載としました。施策名から「要請」は削除しました。	
17	自主管理公園制度の内容を拡大し、低木の植替えや剪定作業もできるような制度としてほしい。	今後の制度の拡充については、自主管理団体の要望や課題も整理し検討します。	
18	みどりを育む基金のリニューアルにあたっては、これまでの収支や周知活動について明らかにすべき。	基金のリニューアル内容を広く周知する際に、これまでの経緯についてもお示しします。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
19	みどりのムーブメントの輪を広げる施策には賛成。落ち葉については、資源としての効用の PR や飛散防止策の PR など必要ではないか。	落ち葉や雨樋対策等については、PR も含め、みどりの区民会議からの提案も参考に、今後検討します。	
20	緑化協力員制度は体系的に知識も習得できる制度とし、既存の卒業生の活用もしてほしい。	パワーアップカレッジねりまのリニューアルにおいて、知識・技術を習得できる人材育成とともに、緑化協力員の任期終了後の活用に向けた検討も進めます。	
21	緑化協力員制度の見直しにあたっては、オープンな議論により行うべき。		
22	農地や公園の一部に有料ドッグランなどを整備し、受益者負担としながら、利用者を利用マナー向上や緑化のサポーターへと育てる仕掛けづくりなどが必要。みどりを活用することで、防犯防災、区民協働参画の両方が推進される。	公園整備にあたっては、計画段階から多様な手法により区民参加を進め、活発な利活用や区民による公園の管理へつなげ、地域の防犯やコミュニティの醸成に寄与することを目指します。	
その他			
23	過去 10 年、そして今後 10 年練馬区として公費をみどり施策にどれだけ注ぎ込むかについて、抽象論でもよいのできちんと記述すべきである。	公園の過去 10 年間の整備費用を第 2 章 公園の項に追記しました。また、第 3 章(2)に、重点施策は、アクションプランにおいて事業費を明らかにすることを追記しました。	
24	公園に関する 2 つのグラフは、各年度の比較ができるようにすべきである。	開始年次をあわせた図を参考資料に追記しました。	
25	緑被率の調査は引き続き継続すべき。緑被率や公園面積という指標をないがしろにせず、新たな評価方法の確立を目指すべき。	緑被率の調査は今後も継続する予定です。施策の進捗状況を評価するにあたっては、研究機関等の協力も得ながら、適切な評価を実施します。	

	意見の概要	区の考え方	対応区分
26	公園利用に関する統計調査が見当たらない。人々の動きに着目した新しいみどりとの付き合い方がわかるはず。	みどりの実態調査に加え、必要に応じて、公園の利用実態調査等を実施します。	
27	みどりに関する組織を、一元化するとよいと思う。	今後も関係する組織で連携を図り、区民の皆様にはわかりやすい体制で事業を推進します。	
28	今回の改定で、みどり 30 推進計画とみどりの基本計画を統合するという認識は条例第 7 条において、不正確であり、みどり 30 推進計画が完了している状態も条例違反である。	みどりの基本計画を推進するための計画は、必ずしも別に定めなければならないものではないことから統合するもので、条例違反ではありません。また、改定期間中においても、区ビジョンおよびアクションプランに基づき、みどり施策は着実に進めており、滞っていません。	
29	まちなみ協定やまちづくり協定の提案を検討したいので、区やみどりのまちづくりセンターの支援を期待する。	これまでも、区およびみどりのまちづくりセンターで、様々な支援を行ってきました。今後も利用しやすい相談体制となるよう努めます。	
30	補助 232 号線等のアセスメント、八の釜の保全措置方針に関する区の方針、補助 132 号線の整備内容、補助 135 号線とふるさと憩いの森について、区の考えを明らかにしてほしい。	区は、都市計画道路の整備とみどりの保全・創出の両立を目指しています。 なお、個別事業へのご質問・ご要望は、各担当へお伝えします。	

文中の「条例」とは、「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」を指します。